

日高川町農業用パイプハウス施設等整備支援事業実施基準

制定 平成26年 4月25日

農業用パイプハウス施設等整備支援事業補助金交付要綱(平成26年 4月25日施行。以下「要綱」という。)第3条の規定について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 補助対象者の「農業経営改善計画に基づいた経営計画を策定する農業者」とは、当該年度内に認定農業者となる予定の者をいう。
- (2) パイプハウス施設の設置に係る経費については、資材費、附帯設備費、電気工事費、重油流出防止対策施設費、施工費を補助対象とする。尚、附帯設備費(二重カーテン、換気資材、暖房資材等)、電気工事費については、ハウス施設と同時施工の場合のみ対象とする。
- (3) 長期耐用性被覆資材張替に係る経費については、被覆資材費、被覆資材取付に要する資材費を補助対象とし、施工費は補助対象外とする。
- (4) フルオープン施設の設置に係る経費については、資材費、施工費を補助対象とする。尚、既存ハウスであっても補助対象とする。
- (5) 重油流出防止施設の設置に係る経費については、資材費、施工費を補助対象とする。尚、既存ハウスであっても補助対象とする。また、広域消防への届け出に係る費用については対象外とする。

2 補助金の額

- (1) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この実施基準は、平成26年 4月25日より施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この実施基準は、平成28年 4月 1日から施行する。